

# いの町外国語指導助手（ALT）派遣等委託業務 仕様書

## 1 業務名

いの町外国語指導助手(ALT)派遣等委託業務

## 2 目的

本仕様書は、いの町を「甲」とし、派遣元事業者を「乙」として、いの町における外国語指導助手（ALT）派遣等委託業務の内容等の仕様について定めることを目的とする。

## 3 契約期間、準備期間及び ALT 派遣期間

- (1) 契約期間：契約締結日から令和11年3月31日まで
- (2) 準備期間：契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 派遣期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 4 派遣先

いの町立小学校又は中学校の内、1校（予定）

## 5 乙が行う業務

- (1) 外国自治体等との交流協定の締結に係る交流協定締結業務

普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第9条別表に規定されている「外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員」に該当するよう、教育分野における外国自治体等の交流協定の締結のための支援を行うこと。

交流協定を締結し、締結に基づき派遣されるALTについては、次の①又は②に該当すること。

- ① 外国自治体等（首長部局、教育委員会、姉妹校等）との間で提携内容が確認できる書面による協定等に基づいて任用した外国籍の職員であること。
  - ② 交流相手先自治体等（当該自治体等が斡旋団体として指定をしている者（国際協会等）を含む）の斡旋又は承認を受けて任用した外国籍の職員であること。
- (2) 交際交流締結後、定期的な交流事業補助業務（学校同士の交流/オンライン交流等）を行うこと。
  - (3) 甲の担当として、十分に責任を取り得るべき立場にある者をコーディネーターとして選任すること。

- (4) ALT 就業人数は 3 名とする。なお、3 名は、原則として同じ小学校又は中学校に勤務するものと想定している。
- (5) ALT の緊急帰国や勤務態度が優れない等の事由により、ALT の変更が必要な場合、またその他の事由により、欠員補充が必要な場合には、派遣先の学校管理職の意向を尊重し、速やかに対応できる体制を構築しておくこと。
- (6) ALT に係る来日前・来日後研修・配置前生活準備等、ALT の日本での活動全般に対して必要なフォローバック体制を構築しておくこと。
- (7) 毎月 10 日までに、前月分の業務完了報告書を提出すること。

## 6 コーディネーターの業務

- (1) ALT 配置先の訪問及び ALT に対する適切な指導体制の構築と指導の実施、ALT の業務遂行状況の把握、評価、監督及びフィードバックを定期的に行うこと。
- (2) ALT の勤務管理、配置前及び配置期間中の業務の遂行に必要な研修の実施、英語教育に係る教材、指導案の提供等の支援（学習指導要領に基づく指導カリキュラム等の理解促進に係る研修含む）を行うこと。
- (3) 学校等から苦情の申し出を受けた場合、直ちに甲に連絡するとともに、誠意をもって対応すること。
- (4) 甲からの求めに応じて必要な報告書を提出すること。
- (5) ALT が日常生活・学校生活を送るために必要な支援・サポートを行うこと。
- (6) その他、甲が必要と認める業務

## 7 ALT の要件（適格者の派遣）

以下に掲げる要件を満たす ALT を派遣すること。また、派遣期間中は、同一の学校へ同一の ALT を継続して派遣すること。

- (1) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「教育」を有するなど、日本での就労に適切な在留資格を有すること。
- (2) 英語を第一言語（母語）とし、または同等の英語力を有し、標準的な発音・リズム・イントネーションを身につけ、正確に指導できること。
- (3) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと。また、過去に禁固以上の刑に処せられたことがないこと。
- (4) 大学卒業程度または学士以上の学位を有している者であること。
- (5) 日本又は諸外国における教員資格若しくはこれと同等程度の能力、大学卒業資格を有する者であること。

- (6) 語学教師としての資格（TESOL 及び CELTA）保有者。もしくはそれと同等レベルの語学指導能力を有している者であること。
- (7) 英語教育及び教育に対する熱意があり、学習指導要領について理解と関心があり、誠実に職務を遂行できること。
- (8) 教職員や児童生徒等と積極的にコミュニケーションを図り、共に活動することに意欲があること。協調性に富む者であること。
- (9) 業務に必要な程度の日本語の会話が可能であること。
- (10) ALT という立場を利用し、営利につながる行為をしないこと。また、布教活動、政治活動を行わないこと。
- (11) 日本の教育環境、文化を理解して、教育者、指導者としての自覚と責任を有し、相応しい服装や態度で業務にあたることができ、また地域社会との調和など、円滑な人間関係が構築できること。
- (12) 定期的もしくは配置前に健康診断を受診し、異常がない者であること。

## 8 ALT の業務内容

- (1) 英語教育及び英語指導
- (2) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供や企画提案
- (3) 英語活動、英語の授業において使用する教材の開発及び提供
- (4) 教授法や学習指導案作成に関する教職員に対する支援及び情報提供
- (5) 教職員と指導内容、方法についての事前の打ち合わせ及び授業でのやりとり
- (6) 児童生徒との交流活動（給食・清掃・学校行事等）への参加
- (7) 児童生徒の個別指導
- (8) 学校の主催する文化祭、運動会等学校行事における児童生徒との交流、英語指導
- (9) 教職員に対する指導技術に係る英語研修
- (10) その他、甲が必要と認め、乙が合意する業務

## 9 就業日時

- (1) 就業日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、休校日及び甲が指定する日は配置しないものとする。ただし、就業場所において行事等の都合上これらの日にALTの就業を要する場合はこの限りではない。
- (2) 就業時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までの間で1日あたり7時間00分とする。なお、1日あたり60分の休憩時間を設

ける。

- (3) 甲が、上記(1)(2)で規定した就業日時以外にALTの就業を要する場合、予定された就業日時の中で振り替えることができる。
- (4) その他、就業に関することは、いの町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年いの町規則第7号）等関係法規に準じて、甲乙協議・合意のうえ、定めるものとする。

## 10 業務費内訳

ALTは甲が会計年度任用職員として雇用し、人件費（給料、通勤手当、社会保険料事業者負担分等）については、甲が負担する。

乙の業務費は以下のとおりとする。

### (1) 交流協定締結業務費

- ① 締結に係る渡航費
- ② 都市選定に係る調査費
- ③ 選定都市の市長等と現地担当者事前打合せ経費
- ④ 交流協定締結に要する事前準備・翻訳経費
- ⑤ その他交流協定締結に必要な諸経費
- ⑥ 消費税及び地方消費税

### (2) ALT派遣業務費

- ① 配置場所での指導費及び交通費
- ② 学校及び甲が依頼する研修会や行事、事業に係る指導費及び交通費
- ③ ALTの研修費及び交通費
- ④ 採用・育成・打合せ等の諸経費
- ⑤ 教材費(ALTが使用する教科書を含む)
- ⑥ 通信費
- ⑦ その他 ALT 派遣業務に必要な諸経費
- ⑧ 消費税及び地方消費税

## 11 代金の支払について

- (1) 前項第1号に定める交流協定締結業務費は、契約書に定めるところにより交流協定締結後、適正な請求書を受理した日から50日以内に支払うものとする。

- (2) 前項第2号に定めるALT派遣業務費は、36回に分け、月末の業務完了報告後、検収完了をもって翌月末までに支払うものとする。この場合において、1月(回)分の支払額に1,000円未満の端数が生じるときは、最初の支払月にまとめるものとする。甲は、適正な請求書を受理した日から30日以内にALT派遣業務費を乙に支払うものとする。
- (3) なお、業務が困難な日数が出た場合は、協議の上、契約価格を減額する場合がある。また、契約期間中であっても、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することができるものとする。その場合は、契約解除月は解除日までの日数について月額を日割計算して支払うものとし、以後の価格については支払わないものとする。

## 12 その他留意事項

- (1) 法令遵守  
本業務遂行にあたり、労務関係法規、個人情報保護法等の関係法規を遵守すること。
- (2) 再委託の禁止  
乙は、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。
- (3) 業務遂行中及び業務場所へ移動中における事故について  
ALTが業務遂行中または業務へ移動する際の事故については、甲乙協力しながら処理をするものとする。また、ALTが加害者となった場合も同様とする。
- (4) 損害賠償  
本業務の実施上、乙またはALTの責に帰す事由により、甲、学校、児童生徒、教職員または第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において賠償すること。
- (5) 契約解除  
この仕様書に定めのある事項については、事業者は業務を履行するものとする。契約期間内に業務を履行する見込みがないと認められたり、業務の目的を達することが出来ないと考えられたりする場合、甲乙で協議をし、それにもかかわらず改善の見通しが持てない場合は、契約を解除することとする。
- (6) 疑義の決定  
この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上決定するものとする。